世んこくいっせい 全国一斉「こどもの人権110番」強化週間のお知らせ

「こどもの人権110番」は、8月27日(水)から9月2日(火)まで、

きょうかしゅうかん **強化週間**として、

- ・平日の相談時間を午後7時まで延長します。
- ・土日も相談を受け付けます。

ひとりで悩まず、お話を聞かせてください。秘密は守ります。

そうだんじかん 相談時間

	ふだん	きょうかしゅうかん 強化週間
かいじつ	午前8時30労から午後5時15労まで	午前8時30分から午後7時まで
どにち	(お休みです)	午前10時から午後5時まで

でんわばんごう

0120-007-110 (電話代はかかりません)

※ I P電話 (番号が050から始まる電話など) からでは、この番号にはつながりません。 ※ I P電話の方は、097-532-3368 (大分地方法務局人権擁護課) にかけてください。

そうだんないよう 相談内容

① 首分で経験した ②見たり聞いたりした ③情報を受けた …そんな時、相談しましょう。

	(こどもから覚て)	(大人から見て)	
	首分でも、他の子でも	自分の子でも、よその子でも	
「いじめ」	・いじめられている (例えば ○他の字から暴力を振るわれている ○他の字から無視されている ○仲間やグループに入れてくれない) ・他の字がいじめられているのを 見聞きしたり、情報を受けたりした	・こどものいじめの現場を見た ・こどものいじめについての情報を 見聞きした	
たいばつ 体罰・	(自分の親でも、他の人でも)	(保護者、又は保護者と思われる)	
じどうぎゃくたい 児童虐待	こどもに向かって、大人が	大人が、こどもに対して	
	・酸ったり節いたりする ・酸ったり節いたりではなくても、こ	・暴力を振るう (現場を見た、又は情 報を見聞きした)	
	どもにとっていやなことをする	・殴ったり叩いたりではなくても、こ	
	・食事を食べさせてくれない	どもには不快と思われることをする ・食事を与えない	
	・無視する(話を聞いてくれない)	・無視する(話を聞こうとしない)	
	・大声で怒鳴ったり、いやなことを言 ったりする	・暴言を吐いたり、むやみに怒った り、不快な内容のことを言う	
その他	・こどもの人権について調べたい	・こどもの人権について問合せたい	

たんとうしゃ <mark>担当者</mark>(話を聞く人)

じんけんようごいいん ほうむきょくしょくいん 人権擁護委員・法務局職員

といあわっさき

おおいた ちほうほうびきょく じんけんよう ごか 大分地方法務局 人権擁護課 ■ 097-532-3368